

# 「平成31年度士幌町中央中学校の部活動に係る活動方針」

策定日 平成31年4月23日

## 活動方針策定の趣旨等

本校は、学校教育目標等を踏まえ、「士幌町立学校に係る部活動の方針」に則り、「士幌町中央学校の部活動に係る活動方針」(以下「本方針」という)を策定することとした。

### <基本方針>

- 学年や学級の所属を離れ、一人一人が集団の中で興味や意欲に基づいて活動することにより、個性を伸ばすとともに共通の目標を達成する成就感を味わう場とする。
- 活動を通して、より良い集団生活を営むための社会性を育み、節度ある生活習慣を身につけさせると共に人間性を高め、自らの生活を充実させる力を身につける場とする。
- 同好会等の活動が、本校の管理下で顧問(責任者)の指導の下、部活動と同程度に継続的に行われており、生徒、保護者、地域住民等からも部活動と同様な活動として受け止められている状況がある場合は、それらの活動を部活動に含めて考えることとし、本方針の適用の対象とする。
- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけるなど活動を強制しない。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 設置する部活動

- ・設置する部は中体連・中文連に関係する部とする。(別紙参照)
- ・生徒の希望者が活動上必要な人数以上(試合運営上)及び次年度継続に必要な人数以上(5月末段階で判断する)とする。
- ・文化系については、原則的に次年度継続の見込みがあること。(弾力的かつ総合的な判断による)
- ・担当できる教員が存在すること。
- ・活動場所や施設について、将来も存続する見通しがあること。
- ・水泳、柔道、剣道、スケート、スキー、陸上等については、該当団体での活動とし、中体連大会への参加については、教職員が引率する。
- ・部の設置、廃止の可能性が出た場合は、職員会議で検討する。

### (2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」

士幌町立士幌町中央中学校(教頭：石丸)

〒080-1261 河東郡士幌町字士幌幹西1線163番地

Tel 01564-5-2221/2442 Fax 01564-5-2442

### (3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- ・各部の責任者(以下「部活動顧問」という)は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- ・部活動顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得る。
- ・校長は、上記の各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。

### (4) 指導・運営に係る体制の構築

- ・校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実(部活動顧問の専門性等)、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- ・校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。
- ・校長は、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場(部活動委員会)を定期的に設ける。
- ・校長は、部活動顧問の配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等について指導し、徹底させる。
- ・校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成 30 年 2 月 9 日 付 29 文科初第 1437 号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ・校長は、「士幌町立学校職員安全衛生管理規定」に基づいた取組を推進する。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

- ・校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。校長は、これらの取組に当たって、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)等も踏まえるよう留意する。

### (1) 運動部活動における適切な指導

- ・校長は、運動部顧問に対し、次のことを徹底するよう指導する。また、運動部顧問は、校長の指導を踏まえて生徒に対する指導を適切に行う。
  - スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること。
  - 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
  - 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
  - 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
  - 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

### (2) 文化部活動における適切な指導

- ・校長は、文化部顧問に対し、次のことを徹底するよう指導する。また、文化部顧問は、校長の指導を踏まえて生徒に対する指導を適切に行う。
  - 生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること。
  - 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。
  - 生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
  - 生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行

うこと。

- 専門的知見を有する教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

### (3) 部活動用指導手引の活用

校長は、部活動顧問に対し、関係団体等が作成した指導手引を活用するよう指導し、部活動顧問は、当該指導手引を活用するなどして、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

## 3 適切な休養日等の設定

- ・部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

### (1) 休養日の設定

学期中の休養日の設定については、次のとおりとする。

- ・週当たり2日以上以上の休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする)。
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・学校閉庁日は休養日とし、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。
- ・大会、試合、コンクール、コンテスト、発表会等(以下「大会等」という)の前で、やむを得ず活動を行う場合(中体連、中文連等)が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合は、代替の休養日を設ける。

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

### (2) 活動時間の設定

季節や学校行事などを考慮し、原則として下記の範囲で活動する。

- ①生徒の健康状態(精神的・体力的)を総合的に観察・判断しながら活動日・休養日や活動時間を設定し、休み無く勝利(成績)至上を批判されることが無いよう十分な配慮のもとに活動する。
- ②原則として、平日1日、土曜日・日曜日のどちらかは休養日とする。  
※大会等で土・日の休養日が出来ない場合は、月曜日か火曜日を休養日

にあてる。

- ③ 対外試合（公式戦・練習試合）や大会の2週間以内については、休養日であっても活動することができる。但し、後日休養日を調整する。
- ④ 部活バスが運行される日は、午後5時45分までの活動とする。  
\* 外部（野球・サッカー）は日没や天候に左右されることから時間の例外もある。
- ⑤ 部活バスの運行が無い日は、原則午後4時10分までとする。
- ⑥ 長期休業中は別途定める。
- ⑦ 定期テスト3日前からは、活動休止とする。
- ⑧ 体育祭・文化祭をはじめとする行事の前後や、風邪の流行及び活動を控えるべきと判断した場合は活動をしない。
- ⑨ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

### (3) 方針策定・運用に当たっての留意事項

校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、「土幌町立学校に係る部活動の方針」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定する。また、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

## 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

### (1) 部活動の設置、統廃合

部の設置、廃止の可能性が出た場合は、職員会議で検討する。

### (2) 合同チーム等の編成

部活動顧問は、合同部活動の取組について、例えば、平日は自校での練習を中心としながら、週末や大会等の直前のみ合同練習を行うなど、双方の移動に係る時間を含め、合同チームや合同練習による活動を行うことにより、生徒と部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、実施の可否について校長の承認を得ることとし、校長は、関係する校長と協議の上、教育課程との関連を勘案して、実施の可否を判断する。

### (3) 地域との連携等

- ・ 校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の方々の協力、社会教育施設や文化施設の活用、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校

と地域が共に生徒を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

- ・校長は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校運営に支障のない範囲で、関係規程に則り学校施設開放事業を行う。
- ・校長は、学校と地域・保護者が共に生徒の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 5 部活動の充実に向けて

### (1) 活動の延長

- ①バス通学の生徒について、本人の保護者が送迎できる。
- ②バス通学の生徒以外の下校についても安全指導の徹底ができる。という条件が整った場合、最高1時間を限度として活動を延長できる。

### (2) 女子の指導に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題「女性アスリートの三主徴」(利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症、貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

### (3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問に対し、次のことを徹底するよう指導する。また、部活動顧問は、校長の指導を踏まえ適切な指導を行う。

### (4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、校長は部活動顧問に対し、次のことを徹底する。

また、部活動顧問は、校長の指導を踏まえ適切に指導を行う。

- ・生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行うこと。

#### (5) 家庭や地域との連携を図る取組

校長及び部活動顧問は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けることなどに協力し、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

上記5の精査に当たっては、部活動が、地域の人々の協力や地域の関係団体との連携、民間事業者の活用等により、学校と地域が共に生徒を育てるという視点が重要であることに十分配慮して、判断する。

#### (6) 障がいのある生徒の部活動の充実

校長及び部活動顧問は、部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。

### 6 その他

- ・各部は活動計画を作成して計画的に活動する。  
(目標、部長・副部長等の役割分担、部員名簿、連絡網など)  
※連絡網は、作成後、各種連絡網のファイルに入れる。
- ・原則として顧問(外部指導者を含む)がつけない場合、他の教師に管理を依頼するか、活動を休止する。
- ・活動に係わる指導については、各部で共通理解を図りながら行う。  
(服装、貴重品管理、昼食、後始末、下校など)
- ・活動費用については、PTAの補助費、及び、部費によって賄う。  
(会計決算は保護者監査後に校長に報告・保護者監査無き場合は校長監査)
- ・活動にあたっては、事故防止に努める。また、万が一事故が発生した場合は、速やかに報告・連絡・相談を行い、速やかに応急手当・病院への送致など対処する。(報告は、保護者・担任・校長に必ず行う)  
尚、部活動については、日本スポーツ振興センター災害共済の該当となり、養護教諭が窓口となり、手続きを行う。(外部指導者が加わる部は、原則加入する)
- ・活動場所の施錠、照明、清掃(トイレも含む)は各部で責任をもって行う。
- ・校長は、必要に応じて本方針の見直しを行う。

# 「部活動委員会」

## 1 目的

士幌町中央中学校における部活動は、「士幌町中央中学校の部活動に係る活動方針（４）指導・運営に係る体制の構築」にもあるように、より円滑に運営することを目的として「部活動委員会」を置く。部活動運営の骨子にかかわる内容については職員会議での決定を基本とするが、日常的な打合せが必要な細々とした作業や提案が必要な事項について相談する中間決議機関、又は、事務局的な機関と位置づける。

## 2 部活動委員

各部から 1～2 人選出し部活動委員会を組織する

部活動名	顧問（アンダーラインが委員）	少年団等	担当
野球	<u>東海林英幸</u>	阿部 好博	スケ・陸上 濱田 高生
サッカー	<u>木南 勇人</u>	梶澤 祐哉	柔道・剣道 能瀬 博行
バレーボール	<u>吉田 一志</u>	伊藤みゆき	美術同好会 <u>西島 俊貴</u>
バドミントン	<u>西出 晃子</u>	大庭 瑞貴 森田 明香	森藤 綾子
バスケット	<u>伊豆丸恵未</u>	白石 祐輔 出村 幸子	
卓球	<u>土井 悠希</u>	高橋 昂平	
吹奏楽	<u>小原 麻美</u>	佐藤 桂子 柴田 尚也	

(1) 複数顧問体制とし、できる限り指導者の休養日の配慮を行なう。

(2) 隣接して活動する部も無く、開始・終了の確認や活動中の事故への対応等が難しい場合、顧問の代わりに活動を見守っていただく協力体制を密にする。

(3) 外部指導者の方との連携を密にし、生徒の良さや指導事項を交流する。

## 3 業務の分担（委員会で以下のように業務を分担したいと思います）

① 委員長を教頭とし、以下の業務を行います ※教頭が窓口となる

- ☆ 部活動委員会の招集と運営，職会で運営方針起案（保体部）
- ☆ 部活動顧問の依頼作業と，委員会の立ち上げ（保体部）
- ☆ 各種文書の内容検討と作成（保体部）
- ☆ 日常活動の実施について連絡調整【中止の判断等】（教頭）

② 委員は以下の業務を分担します

- ☆ 部活動関係諸文書の・配布・とりまとめ（保体部）
- ☆ 部活動名簿（目標・きまり・役職・顧問等を含む）の集約（各顧問）
- ☆ 「部活動の心得」の徹底等について（保体部）
- ☆ 長期休業（春・夏・冬）中の活動計画（大庭）
- ☆ 活動場所（総研）の日常的な連絡調整（大庭）